

## 資料2

### その他説明資料

## 目 次

	頁
1 名古屋港審議会提出予定案件	
名古屋港臨港地区及び分区の変更について	1
名古屋港港湾隣接地域の変更について	3
港湾環境整備負担金対象工事の指定について	4
2 国際競争力の強化に向けた取組について	5
3 名古屋港の防災対策について	9
4 「ヒアリ」等の対策について	12
5 ネーミングライツの取組について	16

## 名古屋港臨港地区及び分区の変更について

名古屋港臨港地区は、港湾区域（水域）と一体として機能すべき陸域であり、港湾の管理運営を円滑に行うため、都市計画法に基づき名古屋都市計画区域及び知多都市計画区域内に指定されている。

また、分区は、臨港地区において港湾の秩序ある開発や港湾機能を十分に発揮させ、港湾における諸活動を円滑に行わせるため、港湾法に基づき指定している。名古屋港では、商港区、工業港区、特殊物資港区、保安港区、修景厚生港区の5つの分区を指定しており、条例により構築物の建設や用途を規制している。

### 1 変更の概要

公有水面の埋立<sup>しゅんこう</sup>竣功や平成27年に改訂した港湾計画を踏まえ、臨港地区の指定、分区の指定及び変更を行うものである。

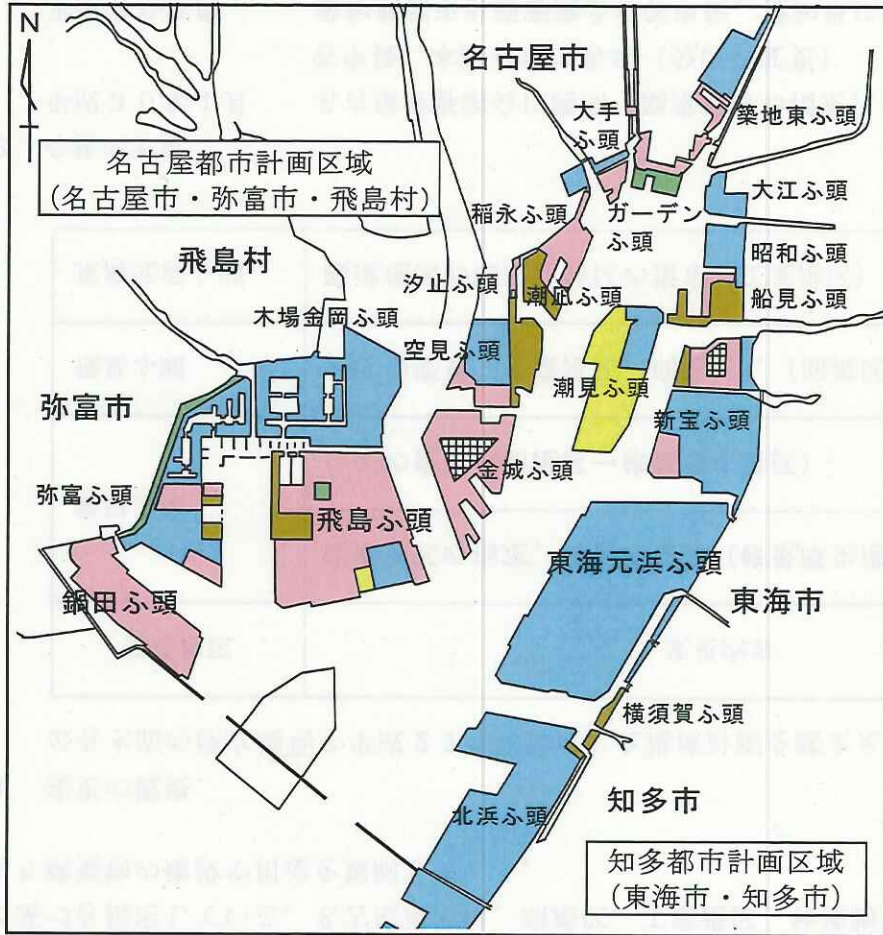
変更地区	変更内容	変更理由
鍋田ふ頭	臨港地区の指定、分区の指定（修景厚生港区）	改訂した港湾計画に対応
	分区の変更（商港区→修景厚生港区）	
飛島ふ頭	分区の変更（工業港区→商港区）、（商港区→工業港区）	
東海元浜ふ頭	臨港地区の指定、分区の指定（工業港区）	埋立 <sup>しゅんこう</sup> 竣功に対応

### 2 今後の予定

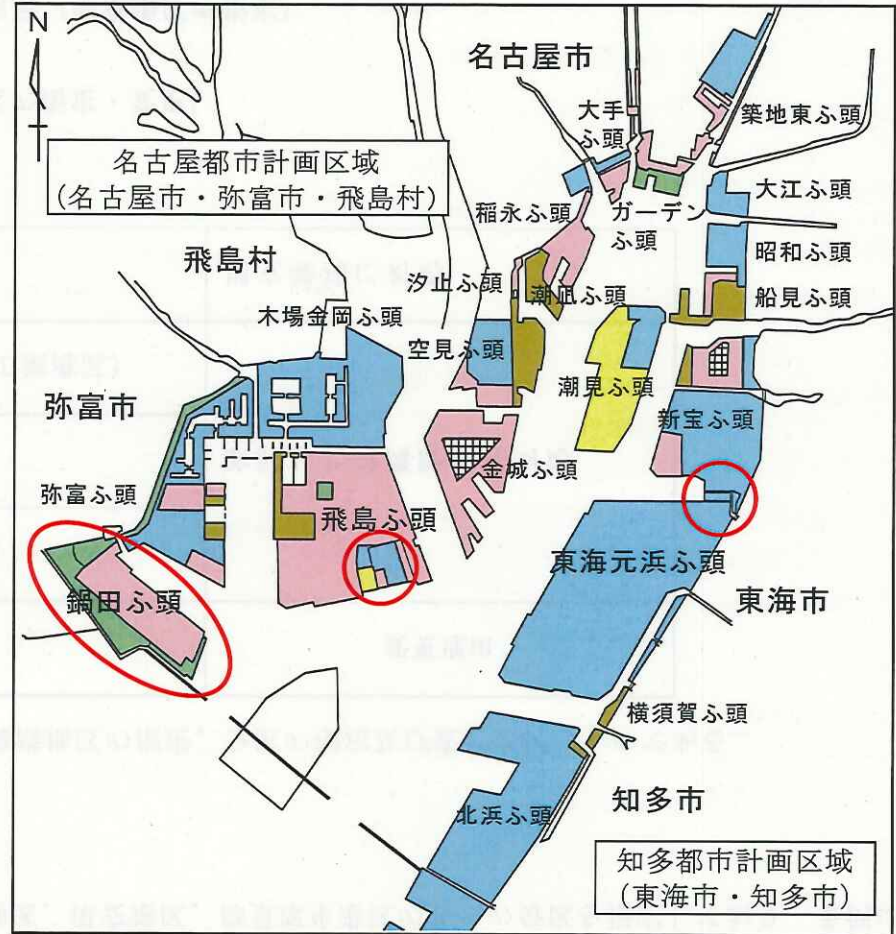
平成30年1月 名古屋港審議会に諮問（臨港地区の指定、分区の指定・変更）  
答申後、本組合にて告示（分区の変更）

平成30年度 愛知県都市計画審議会の答申後、愛知県にて告示（臨港地区の指定）  
本組合にて告示（分区の指定）

【 変更前 】



【 変更後 】



凡 例

- 変更箇所
- 商港区
- 特殊物資港区
- 修景厚生港区
- 工業港区
- 保安港区
- 分区指定なし

## 名古屋港港湾隣接地域の変更について

名古屋港港湾隣接地域は、港湾区域（水域）及び港湾区域に隣接する地域を保全するため、港湾法に基づき指定しており、条例により港湾隣接地域内の工事などを行う場合の許可事項を定めている。

### 1 変更の概要

埋立造成に伴う水際線の変化に対応するとともに、防潮壁などの防災施設と一体となって水域及び護岸等を効率的に維持・保全するため、港湾隣接地域を指定及び解除する。

変更地区	変更内容	変更理由
稲永・潮風ふ頭	指定	防災施設と一体となって水域及び護岸等の効率的な維持・保全に対応
大手ふ頭	指定	
築地東ふ頭	指定	
大江ふ頭	解除	
潮見ふ頭	指定・解除	
中川運河	指定・解除	堀止地区における埋立造成に伴う水際線の変化に対応

【 変更箇所図 】



凡 例  
○ 変更箇所

### 2 今後の予定

平成30年1月 名古屋港審議会に諮問  
答申後、本組合にて告示

### 港湾環境整備負担金対象工事の指定について

港湾法第43条の5第2項の規定に基づき、港湾環境整備負担金（緑地整備、漂流物の除去等に要した費用の2分の1を限度として、臨港地区内の事業者（敷地面積1万㎡以上）にその費用の負担を求める制度）を徴収しようとするときは、地方港湾審議会（「名古屋港審議会」）に付議し、その意見を聴くこととされている。

今年度の負担金について、下表のとおり諮問するものである。

工事の種類及び名称	工事に要した費用	負担割合	工事に要した費用に負担割合を乗じた額 (a)	負担区域内の事業場敷地面積の合計 (b)	負担対象事業者の事業場敷地面積の合計 (c)	負担金徴収予定額 (a) × (c) / (b)	1㎡当たりの負担金額	工事内容
港湾環境整備施設の建設又は改良の工事	千円		千円	千㎡	千㎡	千円	円	
① 中川運河（掘止）緑地整備工事	126,800	1/16	7,925					緑地、広場、植栽、休憩所等の建設又は改良のための工事
② 富浜緑地整備工事	1,144	1/2	572	37,244	27,333	10,352	0.38	
③ 楠広場整備工事	44,869	1/8	5,609					
小計	172,813		14,106					
港湾環境整備施設の維持の工事	159,673	1/2	79,837	34,713	27,333	62,864	2.30	除草、施肥、樹木補植、清掃、附属施設の修繕等緑地維持のための工事
港湾における漂流物の除去等の工事	29,182	1/2	14,590	37,517	31,456	12,233	0.39	漂流物の除去及び処理のための工事
合計	361,668		108,533			85,449	3.07	

## 国際競争力の強化に向けた取組について

名古屋港は、コンテナ貨物、バルク貨物、完成自動車を取り扱う総合的な港湾であり、背後地域の高付加価値を産み出す「ものづくり産業」を強力に支援する「国際産業戦略港湾」の実現に向けた取組を進めている。引き続き、港の強靱化を図るとともに、船舶の大型化や取扱貨物の増加に対応した港湾機能強化の取組を進めていく。

### 1 コンテナ取扱機能の強化

東南アジア航路の貨物量の増加や船舶の大型化に対応するため、飛島ふ頭東側コンテナターミナルのNCBコンテナターミナルR1、R2岸壁(水深12m)の水深15m化・耐震化に平成28年度から事業着手し、平成29年7月からR1岸壁の改良工事を進めており、引き続き、早期完成に向けて取り組んでいく。

東航路の水深16mへの増深については、平成29年度に全面供用する予定である。

また、平成27年の港湾計画改訂で新たに位置付けた飛島ふ頭南及び南側コンテナターミナルの拡張エリアは、中部電力株式会社の所有地であるため、平成30年度取得を目途として、その土地の取得方法など具体的な協議を進めている。

### 2 港湾運営会社制度の取組

#### (1) 概要

平成23年の港湾法改正により創設された港湾運営会社制度は、一つの株式会社会社が、これまで港湾管理者等が運営してきた公共施設を借り受け、コンテナターミナル等を一体的に運営するとともに、ガントリークレーン等の上物施設を国や港湾管理者からの無利子貸付金を受けて自ら整備することなどにより、コンテナターミナル等の運営の一層の効率化を図る制度である。

#### (2) 取組状況

これまで名古屋港では、名古屋港埠頭株式会社(以下「埠頭株」という。)が本港の特例港湾運営会社として、平成27年2月より運営を開始し、利用者ニーズを踏まえ、飛島ふ頭南コンテナターミナルにおいてガントリークレーンの大型化に取り組み、平成29年9月に1基を増設するなど、更なるサービス向上やコスト低減に努めてきた。



一方、四日市港では、特例港湾運営会社の指定に向け四日市港埠頭株式会社が新たに設立され、平成27年4月より運営を開始した。

このような中、名古屋港及び四日市港の両港は、伊勢湾の港湾運営会社による一体的なコンテナターミナル運営の実現に向けて、両港の港湾管理者及び特例港湾運営会社の4者による協議を進めた結果、両港の港湾管理者の出資により、平成29年5月17日に新会社となる「名古屋四日市国際港湾株式会社」（以下「名四港湾㈱」という。）を設立した。

名四港湾㈱は、平成29年6月27日に国土交通大臣へ港湾運営会社の指定申請を行うとともに、特例港湾運営会社（埠頭㈱）との吸収分割による名四港湾㈱への機能移行及び銀行からの出資金200万円の受入れを行った。その後、9月1日に港湾運営会社の指定を受け、コンテナターミナルの運営を開始し、国や港湾管理者等から飛鳥ふ頭北・南コンテナターミナル、NCBコンテナターミナル、鍋田ふ頭コンテナターミナル及び四日市港のコンテナターミナル施設を一元的に借り受け、港湾利用者へ施設の提供を行っている。

### (3) 今後の取組

名四港湾㈱は、港湾運営会社の業務として、両港のコンテナターミナルにおける経営計画の作成や、無利子貸付金を活用したガントリークレーン等の上物施設整備を進めるなど、港湾利用者サービスの向上に取り組んでいく。

港湾管理者としても、同社と連携を図り、国際競争力強化に取り組んでいく。

## 3 国際バルク戦略港湾の取組

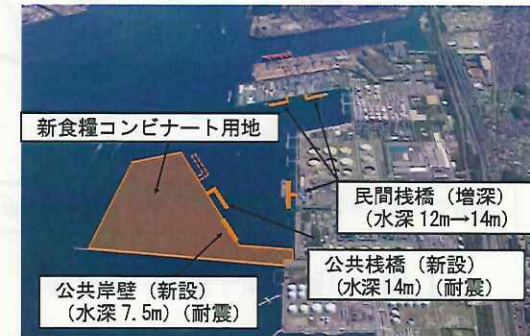
名古屋港は、平成23年に穀物（トウモロコシ）で国際バルク戦略港湾に選定され、北浜ふ頭において、その計画の実現に向けて、穀物関連企業（以下「企業」という。）との協議や新食糧コンビナート用地の埋立免許取得に必要な調査などを行ってきた。

このような中、埋立計画に係る護岸整備費が増加する試算となり、また、国際バルク戦略港湾選定時以降、穀物輸入を取り巻く環境や社会経済情勢が変化していることから、企業動向などを見極めながら計画内容の検証を行っている。

企業との協議を進めている中で、企業は社会経済情勢等が依然不透明なことから、具体化に向けた民間投資には慎重な検討が必要としているものの、名古屋港を穀物輸入の拠点として利用していく意向に変わりはないことから、民間棧橋の増深等について、今後も継続して関係者と検討していくこととなった。

引き続き、穀物で選定された他港の動向を注視しつつ、関係者の意見を十分に聞きながら、全体行程の見直しや事業費削減などを含めた計画内容の検証を進めていく。

【 北浜ふ頭（港湾計画） 】





#### 4 完成自動車取扱機能の強化

金城ふ頭において、平成27年度から完成自動車取扱機能の集約・拠点化や自動車専用船の大型化などに対応するため、新規耐震強化岸壁（水深12m）の整備と保管用地の造成、既設84号岸壁の増深（事業延長80m、水深12m化）に事業着手している。

既設84号岸壁の増深については、平成29年度に完了予定であり、保管用地の造成については、環境影響評価の準備書の手続きを進めており、引き続き、早期完成に向けて取り組んでいく。



#### 5 集貨拡大、産業立地の促進に向けた取組

##### (1) ポートセールス等

背後地域からの集貨拡大や産業立地を促進していくため、官民一体となった国内外のポートセールス及び企業誘致活動を行っている。

国内では、名古屋港の現状と活用メリットを説明するため、船社、荷主、商社、物流関係者等を対象とした利用促進懇談会を名古屋、浜松において開催し、今後は、東京においても開催する予定である。また、背後圏における企業や自治体等への訪問に加え、大規模展示会やセミナーへ参加するなど、積極的に本港のPRを行っている。その他、伊勢湾連携の取組として、平成27年度から四日市港管理組合と合同で長野、滋賀、岐阜の自治体等を訪問し、伊勢湾の優位性のPRを行っている。

海外では、名古屋商工会議所との共催による使節団を中東・アフリカに派遣した。さらに、港湾関係者で構成する調査団を中国に送る予定であり、船社や荷主に対し、中部地域のポテンシャルを積極的にPRするなど、本港利用に向けたポートセールスを実施していく。他に、港湾ビジネスの拡大を図るため、姉妹港、パートナーシップ港及び中国港湾との交流を深めるなど、海外港湾との連携を推進していく。

##### (2) 埋立地の分譲

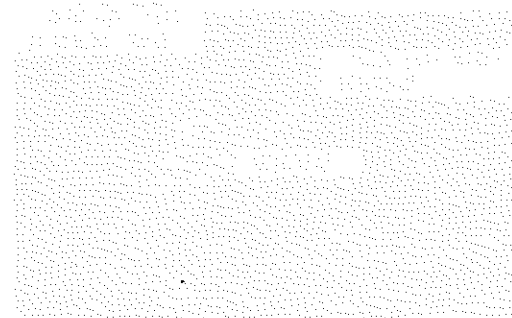
港勢の発展に資する企業の進出用地である弥富ふ頭第1貯木場埋立地の未売却地約3.9ha及び飛島ふ頭第2貯木場埋立地の未売却地（約13.6ha）のうち約7.2haについて、平成29年7月25日から10月24日まで公募を行った。今後、12月中旬開催予定である外部有識者の委員で構成する「埋立地の造成に係る企業等選定委員会」での審査・選考を踏まえて分譲予定者を選定し、分譲予定者とは平成30年1月には条件付の譲渡仮契約を締結する予定である。

なお、飛島ふ頭第2貯木場埋立地の未売却地の一部約6.4haについては、リニア中央新幹線建設に伴うガイドウェイの製作・保管用地として貸し付けるため、JR東海（東海旅客鉄道株式会社）と貸付期間を平成38年3月末までの約9年間とする賃貸借契約を8月1日付で締結した。

## 6 道路ネットワークの形成

飛島ふ頭に直結する名古屋環状2号線（西南部・南部）は、平成32年度の開通を目途に国等により整備が進められ、本組合は用地提供し協力するとともに、愛知県を始め関係者と一体となって、整備促進の要望を行っている。同様に、平成28年度から事業着手された中部国際空港と伊勢湾岸自動車道を直結するとともに名古屋港南部地区の利便性の向上に資する西知多道路についても、国に整備促進の要望を行っている。

引き続き、渋滞緩和など物流の効率化のため、港内及び港と背後地域とを結ぶ円滑な道路ネットワークの実現に向け、関係機関と協力しながら取り組んでいく。また、名古屋港の物流機能の更なる強化に資する一宮西港道路や名古屋三河道路など将来の広域道路の具体化に向けて、関係機関とともに取り組んでいく。



## 名古屋港の防災対策について

本組合の防災対策は、まずは「命」を守ること、そして、その後の「生活」を守ること、さらに、継続した地域経済・社会の発展には「産業」を守ることが施策の柱とし、大規模災害にも対応できる地域防災を目指した港づくりの実現に向け、海岸保全施設等の防災施設の機能強化や耐震強化岸壁の整備、所在市村や関係機関と連携した津波避難対策の推進や港湾機能の早期回復に向けた事前対策など、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策を計画的に遂行していく。

### 1 ハード対策

#### (1) 高潮防波堤

地震・津波対策の改良工事として、国は上部工の嵩上げや防波堤本体であるケーソン補強等の対策を平成23年度から開始し、平成28年度末に完了した。

#### (2) 防潮壁

総延長約26.4kmのうち、経年沈下により天端高が不足している箇所の嵩上げ工事を、高潮対策として実施しており、平成29年度完了を予定している。

南海トラフ地震等の地震・津波対策として、水際線に面し背後地盤高が低い区間の液状化対策等を優先的に実施しており、約1.7kmが整備完了している。引き続き、三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画（平成27年12月変更）において、今後10年以内に着手及び着手検討する箇所として位置付けられた15.7kmについて、平成30年度完了を目途に調査を実施し、対策が必要な箇所について整備を進めていく。このうち、鴨浦地区は平成29年度の完了を目途に整備を進めている。また、築地東ふ頭地区は平成27年度、潮見ふ頭地区は平成28年度から整備を進めており、早期の完了を目指していく。

#### (3) 防潮扉

防潮扉については、今後も使用する扉のアルミ化による軽量化及び使用しない扉の壁体化による廃止を利用者調整を行いながら平成30年度完了を目途に実施している。アルミ化については、残り6カ所のうち平成29年度に1カ所の整備を進めており、引き続き5カ所を進めていく。また、壁体化については、残り3カ所のうち平成29年度に2カ所の整備を進めており、引き続き1カ所を進めていく。

#### (4) 堀川口防潮水門

既存の水門の地震・津波対策として、平成33年度完了を目途に、平成27年度から躯体の耐震補強工事を実施しており、平成29年6月に4号通航水門の耐震補強工事を完了し、現在、3号通航水門の耐震補強工事を進めている。

なお、既存の水門は高潮対策に主眼を置いた構造であることから、その老朽化対策と併せ、津波に対する安全性を更に高めるために、新たな水門の整備に向けた検討を進めている。

(5) 中川口通船門

既存の水門の地震・津波対策として、平成30年度完了を目途に、平成27年度から躯体の耐震補強工事を実施している。

(6) 耐震強化岸壁

緊急物資輸送対応の耐震強化岸壁については、老朽化対策と併せ耐震機能の維持、強化の対策を実施している。大江ふ頭は、平成31年度完了を目途に、平成26年度から整備を進めており、潮風ふ頭は、平成28年度から整備を進めている。金城ふ頭の新たな耐震強化岸壁については、平成27年度から埋立てに伴う環境影響評価の手續を、また、国は平成29年度に岸壁の設計を進めており、早期の完成を目指していく。

コンテナなどの幹線貨物輸送対応の耐震強化岸壁については、NCBコンテナターミナルR1、R2の耐震化に向け、国は平成28年度にR1の設計を行い、平成29年度から現地着手し、早期の完成を目指していく。

## 2 ソフト対策

(1) 港湾機能継続計画（港湾BCP）

大規模災害時に港湾機能を早期に回復させるため、国及び本組合を始めとする関係行政機関、関係業界団体等で構成する「名古屋港BCP協議会」において、平成27年6月に名古屋港港湾機能継続計画（名古屋港BCP）を策定し、平成28年11月に燃油機能の観点を、平成29年3月に電力・都市ガス機能の観点を追加した。引き続き、名古屋港BCPで掲げる港湾機能の回復目標（緊急物資輸送は3日以内に最小限の海上輸送ルートを確認し、7日以内に製油所、LNG受入基地等への海上輸送ルートの確保を含め順次拡充、コンテナ貨物は概ね7日以内に耐震強化岸壁4バースを機能回復など）の達成に向けて、同協議会構成員と協働し、訓練を行いながら実効性の向上に取り組んでいく。

また、伊勢湾全体として港湾物流機能を早期に回復させるため、国及び湾内の港湾管理者を始めとする関係行政機関、関係業界団体等で構成する「伊勢湾BCP協議会」において、伊勢湾港湾機能継続計画（伊勢湾BCP）を平成28年2月に策定し、平成29年3月には、伊勢湾の広域連携体制の行動計画が盛り込まれる等の改訂が行われた。引き続き、国を始めとする関係者と連携し、訓練を行いながら伊勢湾BCPの実効性の向上に取り組んでいく。

(2) 津波避難対策

津波避難対策については、所在市村と連携して津波一時避難施設の確保を推進するとともに、引き続き関係者と協議しながら津波避難訓練を進めていく。

また、本港を利用する人々の災害発生時における的確な行動を支援するため、「名古屋港防災情報サイト」において、所在市村の防災マップ、津波避難計画、臨港地区内の津波一時避難施設や堀川口防潮水門、中川口通船門等の稼働状況など、本港に関わる防災情報を広く提供しており、随時、防災情報の更新を図っていく。

(3) GPS波浪計等

GPS波浪計の観測データは、現在、国が港湾管理者や関係自治体を対象に、津波を観測したGPS波浪計の位置・時間・潮位偏差などの観測情報の試行的な提供を行うとともに、利用者拡大に向けた検討を行っている。引き続き、愛知県、名古屋市等の関係機関と連携し、早期の実現に向けて国に働きかけていく。また、津波観測等に係る国等の動向を注視していく。

(4) 石油コンビナート等

危険物施設や石油コンビナート施設の地震・津波対策は、愛知県石油コンビナート等防災計画を踏まえ、海上における流出油の防除や災害拡大の防止に向け、名古屋市域及び愛知県下の石油コンビナート等特別防災区域で実施する石油コンビナート等防災訓練に参加するなど、愛知県及び関係機関と連携・協力して、石油コンビナート等特別防災区域の防災体制の強化に努めていく。

(5) 関係機関との連携

港湾法に基づく「伊勢湾港湾広域防災協議会」及び国が主催する「南海トラフ地震対策中部圏戦略会議」等に参画するとともに、本組合が主催する「名古屋港所在市村防災連携会議」を活用し、関係機関と防災に関する意見交換、情報共有を図っていく。

## 「ヒアリ」等の対策について

特定外来生物「ヒアリ」は、平成29年6月に兵庫県尼崎市において国内で初めて確認され、環境省の発表では、10月16日現在、12都府県で22件確認されている。名古屋港ではコンテナターミナル等において「ヒアリ」及び特定外来生物「アカカミアリ」が確認されており、現在、本組合は環境省、愛知県等の関係機関等と連携して水際での防除に取り組んでいる。併せて、特定外来生物に対する総合的な対策の実施及び財政的な支援等を国に要望している。

### 1 本港における「ヒアリ」等発見状況

ア 6月27日に鍋田ふ頭のコンテナターミナルにおいて、コンテナを同ターミナルから搬出する際に、コンテナ外部で「ヒアリ」を発見（6月30日 同定）

イ 7月6日、7日に飛島ふ頭において、春日井市内から回送された空コンテナの内部で「ヒアリ」を発見（7月12日 同定）

ウ 7月9日に飛島ふ頭のコンテナターミナルにおいて、コンテナを陸揚げする際に、コンテナ外部で「アカカミアリ」を発見（7月12日 同定）。その際、作業員が刺される被害も発生（病院にて患部に薬剤を塗布され、健康上の問題は生じていない。）

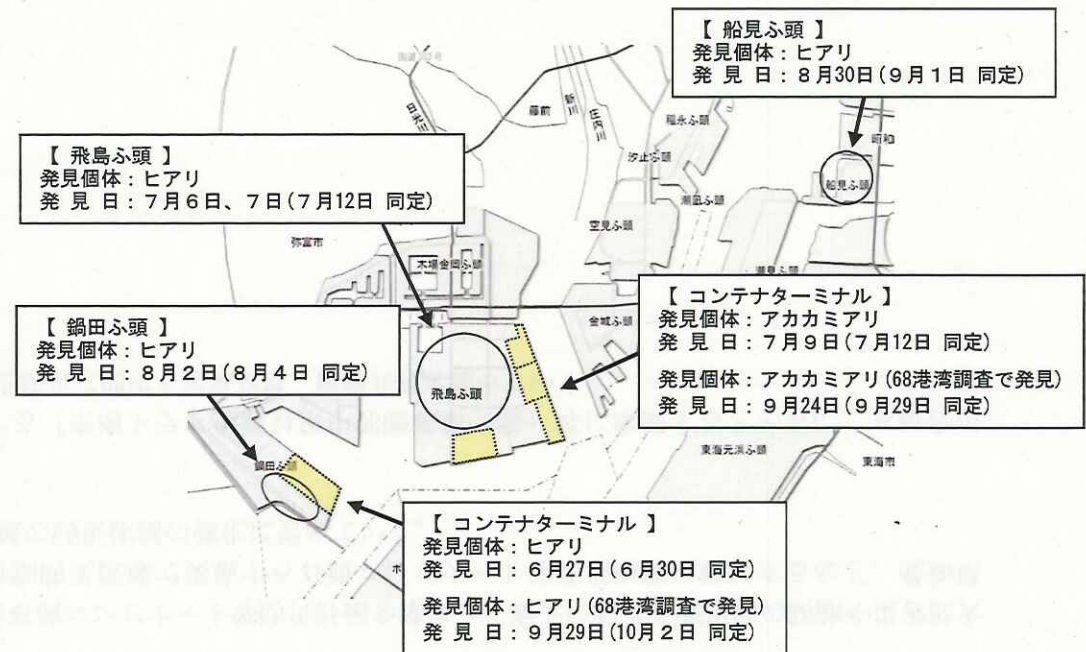
エ 8月2日に鍋田ふ頭において、同ふ頭で陸揚げされ、陸路にて飛島ふ頭内の事業者へ運ばれた後、鍋田ふ頭に回送されたコンテナ内部で「ヒアリ」を発見（8月4日 同定）

オ 8月30日に船見ふ頭において、鍋田ふ頭で陸揚げされ、陸路にて船見ふ頭内の事業者へ運ばれたコンテナ内部で「ヒアリ」を発見（9月1日 同定）

カ 9月24日に飛島ふ頭のコンテナターミナルにおいて、環境省・国土交通省が実施している中国、台湾等、ヒアリの生息国又は地域からの定期コンテナ航路を有する全国68港湾を対象とした調査（以下「68港湾調査」という。）の際に、「アカカミアリ」を発見（9月29日 同定）

キ 9月29日に鍋田ふ頭のコンテナターミナルにおいて、「68港湾調査」の際に、「ヒアリ」を発見（10月2日 同定）

### 【「ヒアリ」・「アカカミアリ」発見状況】



## 2 本港における「ヒアリ」等確認後の対応状況

(1) 鍋田ふ頭コンテナターミナルで「ヒアリ」が確認されて以降、本組合は、環境省中部地方環境事務所、国土交通省中部地方整備局、愛知県、名古屋市を始めとする関係機関と連携し、コンテナターミナルを始めとする各施設で調査を行うとともに、ヒアリ等が確認された場合は、確認地点及びその周辺を環境省中部地方環境事務所等と協議しながら防除を実施している。

### ア コンテナターミナル

本組合、名古屋港埠頭株式会社等が目視及びトラップ設置による調査を実施。8月上旬からは環境省が「ヒアリ確認地点の周辺2km程度の調査」を、8月下旬からは環境省及び国土交通省が68港湾調査を実施しており、本組合はこれらの調査に参加・協力

また、7月には国土交通省中部地方整備局が、鍋田ふ頭コンテナターミナルの一部において、「ヒアリ」の定着を防止するためアスファルト面の亀裂箇所について充填剤による補修を実施

### イ 親しまれる諸施設

本組合、指定管理者等が目視による調査を実施

### ウ その他（臨港道路等）

本組合が目視による調査を実施

(2) 本組合から港湾関係者、民間事業者、県民・市民、来港者等に対し、文書、ポスター、ホームページにより注意喚起等を実施している。

## 3 国への要望

### (1) 執行機関

7月13日、国土交通大臣に対し、特定外来生物が非意図的に持ち込まれることを防止する総合的な対策の実施及び港湾管理者等が実施する対策にかかる費用の財政的な支援について要望した。また、9月11日には、六大港湾協議会として、国土交通大臣に対し、積出港における対策も含めた総合的な施策の実施、国及び港湾管理者の間での連携体制構築等について要望した。

### (2) 議決機関

本組合議会議長、愛知県議会議長及び名古屋市会議長の三者で、7月24日、国土交通大臣、環境大臣に対し、ヒアリ等への総合的な対策に関する緊急要望がなされた。

## 4 今後の取組

特定外来生物の防除に関しては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」において、環境大臣が実施することとされているが、本組合としても、引き続き水際での防除に向けて、環境省中部地方環境事務所、国土交通省中部地方整備局、愛知県、名古屋市、港湾関係者等と連携した調査と防除を継続するとともに、港湾施設の日常の点検業務においても「ヒアリ」を意識しながらの作業を継続する。また、ホームページ等を活用し、「ヒアリ」等に関する情報提供や注意喚起を継続して行っていく。

(参考1)【これまでのヒアリ確認の経緯】(参考：環境省HP)

	確認地点	確認日	発見状況		確認地点	確認日	発見状況
1	兵庫県尼崎市	6/9	コンテナで集団(女王含む)を発見	12	岡山県倉敷市	8/9	コンテナヤードの舗装面で集団を発見
2	兵庫県神戸市	6/18	コンテナヤードの舗装面の亀裂で個体を発見	13	埼玉県狭山市	8/16	事業者敷地内倉庫で個体(女王)を発見
3	愛知県弥富市	6/30	コンテナ上部で個体を発見	14	広島県広島市	8/24	68港湾調査で設置したトラップ及びその周辺の地面で発見
4	大阪府大阪市	7/3	コンテナヤードの舗装面の亀裂で個体(女王含む)を発見	15	静岡県静岡市	8/27	68港湾調査で設置したトラップ及びその周辺の地面で発見
5	東京都品川区	7/6	コンテナ内で集団を発見	16	愛知県名古屋市	9/1	事業者敷地内のコンテナ内で集団(女王含む)を発見
6	愛知県春日井市、 飛島村	7/10 7/12	コンテナ及び倉庫内で個体を発見	17	神奈川県横浜市	9/5	事業者敷地内の空コンテナ内で発見
7	神奈川県横浜市	7/14	コンテナヤードの舗装面の亀裂で個体を発見	18	福岡県北九州市	9/15	2km調査で設置したトラップで発見
8	福岡県福岡市	7/21	コンテナヤードの舗装面のくぼみで個体を発見	19	岡山県笠岡市	9/18	事業者敷地内の積荷で発見
9	大分県中津市 (経由：福岡県北九州市)	7/24	コンテナ内で集団を発見	20	愛知県弥富市	10/2	コンテナヤード内の緑地で発見
10	福岡県福岡市	7/27	コンテナ内で集団を発見	21	神奈川県横浜市	10/5	継続調査で設置したトラップで発見
11	愛知県弥富市	8/4	コンテナ内で集団を発見	22	京都府向日市	10/14	事業者敷地内のコンテナ内で集団(女王含む)を発見



(参考2)



【 ヒアリ 】

- ・原産地：南米
- ・亜熱帯～暖温帯に生息し、草地など比較的開けた環境を好む。土で直径25～60cm、高さ15～50cmのドーム状のアリ塚を作る。雑食性で、節足動物、小型脊椎動物、樹液、花蜜などを餌とする。
- ・全体は赤茶色で腹部が黒っぽい赤色《体長2.5～6mm程度》

(出典：環境省)



【 アカカミアリ 】

- ・原産地：アメリカ合衆国南部～中米
- ・亜熱帯地域の裸地や草地などの開けた環境に生息し、土中に営巣する。雑食性で、甘露や植物の種などを餌とする。水に浮んで集団で移動するなど拡散の能力が高い。
- ・体色は赤褐色で頭部は褐色《体長3～5mm程度》
- ・ヒアりに比べると毒は弱いといわれている。

(出典：環境省)

## ネーミングライツの取組について

ネーミングライツとは、公共施設等にスポンサー企業の社名やブランド名を名称として付与する権利（命名権）及びこれに付帯する諸権利等（パートナーメリット）のことである。

本組合は、平成26年度、新たな財源確保策の一環として、観光・文化・スポーツ・レクリエーション施設などを対象施設に想定し、制度を導入した。

### ネーミングライツパートナーの募集開始

関係地方公共団体の導入事例等を勘案し、まずは、次の施設について公募を行っていく。

- (1) 対象施設 名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）
- (2) 契約期間 平成30年4月1日～平成34年3月31日（4年間）
- (3) 今後のスケジュール（予定）

平成29年11月下旬 第1回選定委員会（外部有識者：募集要項及び審査基準）

12月	}	募集期間
30年 1月		
2月		第2回選定委員会（審査）
		本組合が優先交渉権者を決定し、契約を締結
4月		愛称の使用開始